

6 吹福指第 2109 号
令和7年3月 31 日
(2025 年)

市内指定障がい福祉サービス事業所等管理者 様

吹田市福祉部福祉指導監査室長

令和7年度障がい福祉サービス等の前年度実績に係る変更届について(通知)

平素は、本市福祉行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

指定権者に届出が必要な基本報酬や各種加算(以下「加算等」とします。)の内容に変更が生じる場合は、本市に介護給付費等の算定に係る書類等の届出を行う必要があります。

前年度実績を確認した結果、加算等の内容に変更が生じる事業所につきましては、以下のとおり関係書類の届出をお願いします。

1 届出する加算等の取得年月日(異動年月日)

令和7年 4 月 1 日

2 前年度実績により加算等の変更届が必要となる可能性があるサービス等

(1)基本報酬

項目	提出書類等
就労移行支援サービス費	1 変更届(様式第 3 号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 4 就労定着者の状況
就労継続支援A型サービス費	1 変更届(様式第 3 号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
就労継続支援B型サービス費	1 変更届(様式第 3 号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
就労定着支援サービス費	1 変更届(様式第 3 号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

地域移行支援サービス費	1 変更届(様式第2号) 2 地域相談支援給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 地域移行支援サービス費にかかる届出書
-------------	---

(2) 各種加算

項目	提出書類
就労移行支援体制加算 (生活介護、自立訓練、就労継続支援A型、B型)	1 変更届(様式第3号) 2 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 3 就労移行支援体制加算に関する届出書
人員配置体制加算 (療養介護、生活介護、共同生活援助)	1 変更届(様式第3号) 2 介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 人員配置体制加算に関する届出書 4 勤務体制及び勤務形態一覧表
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、共同生活援助)	1 変更届(様式第3号) 2 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書 4 勤務体制及び勤務形態一覧表 5 組織体制図 6 身体障害者手帳の写し
高次脳機能障害者支援体制加算 (生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、共同生活援助、)	1 変更届(様式第3号) 2 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 3 高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書 4 勤務体制及び勤務形態一覧表
夜勤職員配置体制加算 (施設入所支援)	1 変更届(様式第3号) 2 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 3 夜勤職員配置体制加算に関する届出書
夜勤職員加配加算 (共同生活援助【日中サービス支援型のみ】)	1 変更届(様式第3号) 2 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 3 夜勤職員加配加算に関する届出書
移行準備支援体制加算 (就労移行支援)	1 変更届(様式第3号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 移行準備体制加算に係る届出書
重度者支援体制加算 (就労継続支援A型、B型)	1 変更届(様式第3号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表

	3 重度者支援体制加算に係る届出書
目標工賃達成指導員配置加算 (就労継続支援 B 型)	1 変更届(様式第 3 号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書 4 勤務体制及び勤務形態一覧表
目標工賃達成加算 (就労継続支援 B 型)	1 変更届(様式第 3 号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 目標工賃達成加算に関する届出書
就労定着実績体制加算 (就労定着支援)	1 変更届(様式第 3 号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 就労定着実績体制加算に関する届出書
夜間支援等体制加算 (自立訓練宿泊型、共同生活 援助)	1 変更届(様式第 3 号) 2 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 3 夜間支援等体制加算に関する届出書

3 届出期限及び届出方法

(1) 届出期限

令和7年4月18日(金)【当日消印有効】

※今回の提出期限が適用されるのは、前年度実績を確認した結果、加算等に変更が生じる場合の届出に限ります。

専門職の配置等で毎月要件を満たしているか確認が必要な加算等については、従前のとおり、前月 15 日までに届出が必要です。御注意ください。

また、福祉・介護職員等処遇改善加算の届出とは、届出期限が異なりますので御注意ください。

(2) 届出方法

郵送 ※来室いただいても、その場で審査等ができませんので御了承ください。

4 届出書類等

以下の吹田市福祉指導監査室ホームページから御確認ください。

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1020307/1016867.html>

※福祉指導監査室のホームページへのリンク

5 書類の郵送先

〒564-8550

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

吹田市福祉指導監査室 障がい事業者担当

6 留意事項

- (1) 変更届出期限までに書類の届出がない場合や書類の補正に応じない場合等は、大阪府国民健康保険団体連合会との事業者台帳の連携ができず、令和7年4月分の報酬の支払いに反映できない場合があります。
- (2) 届出後に算定要件を満たしていないことが判明した場合は、加算等の変更の届出や算定した報酬の返還が必要となります。また、事業所の体制から明らかに算定できない加算等を虚偽により取得した場合は行政処分の対象となります。加算等を取得する場合には事前に国の報酬告示等により算定要件の確認をしてください。

【問合せ先】

吹田市 福祉部 福祉指導監査室
障がい事業者担当
電話番号:06-6105-8007